

受精卵の保管延長についての同意書(複数回分)

1) 現在凍結してある受精卵の保管を、ご本人様方同意のもと1年間延長致します。

2) 保管期間は原則1年間とし、保管延長の費用は 40,000円(複数回分) です。

3) 期間延長には1年ごとの更新が必要になります。

延長希望の際は、ご本人様の申し出により期間満了日1ヶ月前より期日までお手続き頂いております。

期日までご本人様より延長手続きがない際は、凍結胚は破棄させていただきますのでご注意ください。

また保管延長は、最長でも3回(凍結した日より4年)までか、2人目出産までとさせていただきます。

延長の際は、下記に従い満了日まで同意書・延長費用を当院へご提出下さい。

・同意書に当院HPよりダウンロードしてご記入下さい。(ダウンロード不可の場合は当院でお渡し可)

・延長希望の旨を事前にお電話頂いた上で、診察時間内に受付へお声かけ下さい。

4) 下記の場合は凍結胚は破棄させていただきます。

・凍結期限満了日までご本人より延長手続きがない場合

・ご夫婦のいずれかが死亡、行方不明となった場合 ・離婚された場合

・ご夫婦のいずれかが心身を患い、当院医師が加療困難と判断した場合

・妻の年齢が44歳を超えた場合

5) 下記の場合において、凍結保存・保管が困難となる可能性がございます。

保存胚の救済に関し最大限の努力は致しますが、凍結胚の損害賠償に応じる事は出来ません。

・容器の破損・不慮の事故

・天災(地震・台風・水害など)により液体窒素の供給が困難になった場合

・医師の体調不良により当院の存続、及び加療が困難となった場合

6) 凍結胚の生死については融解して初めてわかるものであり、その結果については

保障できるものではありません。

7) 住所や電話番号の変更の際は、速やかに連絡をお願い致します。

すこやかレディースクリニック

院長 齋藤 憲康

私たちは上記の内容に同意し、受精卵の凍結保管を受けることを希望します。

保管期間は 年 月 日までとし、延長の場合は自己申請のもと延長手続きを行います。

(年 月 日まで・ 年 月 日まで・ 年 月 日まで)

また、期日を過ぎての申請なき場合の保存胚の破棄に関しては貴院に一任致します。

年 月 日

住所 〒

電話番号

携帯番号(妻)

夫(直筆)

印

妻(直筆)

印

すこやかレディースクリニック

院長 齋藤 憲康 殿